ご案内

激励金を支給します

~交通遺児福祉資金事業~

- ・交通遺児の方に対する激励金の支給事業を行っています。
- ・乳幼児、小学生から高校生(小学部から高等部)の方へ支給します。
- ・対象世帯の所得の制限はありません。

☆ 対象者 ☆

- ・父母(「養子縁組をした場合にあっては、養父母とする」以下同じ) 又は、そのどちらかの方が交通事故により死亡、又は父母が重度の後遺症 を存することとなった方(父母のどちらかが交通事故により死亡した後にお いて、その配偶者が再婚した場合を除く。但し、当年度内に限り該当の取扱 いとする)。
- ・父母が死亡した後に、その他親族等に扶養されていて、当該親族等が交通事故により死亡、又は当該親族等が身体に重度の後遺症を存することとなった方。

☆ 激励金支給基準(1人につき)☆

①翌年度4月に小学校入学予定の幼児・・・・・・・・50,000円
②翌年度4月に中学校入学予定の児童・・・・・・・50,000円
③当年度末に中学校卒業予定の生徒・・・・・・・50,000円
④その他(①~③を除く)児童・生徒・・・・・・・20,000円(現小・中学生)
⑤幼稚園・保育園・在宅を含めた全ての乳幼児・・・・20,000円
⑥当年度末に高等学校卒業予定の生徒・・・・・・・・70,000円
⑦高校Ⅰ・2学年の生徒・・・・・・・・・・・・30,000円



お問合せ先

(社福)鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部 〒689-0201 鳥取市伏野1729-5

TEL:0857-59-6344 FAX:0857-59-6341

E-mail fukushis@tottori-wel.or.jp URL http://www.tottori.wel.or.jp/







